

2022.1.14

総合計画審議会
総会資料

資料第1号

素案（案）

第6次

尼崎市
総合計画

もくじ

◆ はじめに	5
1 総合計画の考え方	6
2 総合計画の構成と期間	8
(1) まちづくり構想	8
① ありたいまち＝めざすまちの姿	8
② まちづくりの進め方	8
③ まちづくりの方向性	8
(2) まちづくり基本計画	8
① 主要取組項目	8
② 施策別の取組	8
③ 行政運営	8
(3) 期間	8
◆ まちづくり構想	11
1 社会潮流	12
(1) 人口減少社会の進行	13
(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化	14
(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり	14
(4) デジタル化の進展	15
(5) 産業構造・労働環境の変化	15
(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり	16
(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常	16
2 本市の状況	17
(1) 人口動態の見通し	17
(2) 土地利用の特徴と変化	19
(3) 行財政運営の状況	21
3 ありたいまちとまちづくりの進め方	22
4 まちづくりの方向性	24

◆ まちづくり基本計画	27
1 ありたいまちの実現に向けたまちづくり基本計画	28
2 分野ごとの力を最大化し、その連携を意識したまちづくり	28
3 まちづくりの総合指標	30
4 主要取組項目	31
・子ども・教育	32
・生きがい・ささえあい	33
・脱炭素・経済活性	34
・魅力 向上・発信	35
5 施策体系	36
6 施策別の取組（各論）	38
・各論の構成（施策の見方）	38
・施策ごとの取組（13 施策）	40
7 行政運営	66
(1) 行政運営の視点	66
(2) 尼崎版内部統制の推進	66
8 計画の推進	74
(1) 施策評価を中心とする単年度 PDCA	74
(2) 計画期間を通じたの PDCA	74

はじめに

1. 総合計画の考え方

ともにまちづくりを進めるための「羅針盤」として

本市では、その時々¹の社会情勢を踏まえながら、これまで5次にわたって「基本構想」を策定してきました。

地方自治法により「計画的な行政の運営を図る」ために構想策定が義務化されていた時代と異なり、平成25年度（2013年度）を開始年度とした第5次尼崎市総合計画（以下「第5次計画」という。）は、物やサービスが充実し、生活の質、心の豊かさが重視される成熟社会における総合計画として、行政だけでなく、市民・事業者等を含めたまちづくりにかかわる主体である“わたしたち”がより良いパートナーシップを築きながら、ともにまちづくりを進められるよう、まちのビジョンを示し共有していくための「羅針盤」として策定しました。

「つくる」だけでなく「つかう」

人々のニーズが多様化するとともに変化の激しいこの時代において、わたしたちが目的²地である「ありたいまち」に向かって着実にまちづくりを進めるためには、従来型の考えや手法に捉われたまま流れに身を任せるのではなく、時代の潮流を読み、その変化に対応するために、総合計画という羅針盤をしっかりと活用し、進行方向を随時調整しながら、必要に応じて舵を切りなおすことが重要です。

そのため、第5次計画にもとづくまちづくりを推進するに当たっては、施策評価を中心としたPDCAサイクルを構築し、取組の成果と課題を確認しながら、わたしたちが目指す「ありたいまち」に向かって力を合わせ施策や事業を展開してきました。その結果、市民意識調査による本市のイメージは大幅に向上し、近年の本市人口の社会動態は改善傾向にあります。

第6次となる本計画は、長年の総合的な取組によるこのまちの改善傾向をしっかりとした流れとするため、ファミリー世帯の転出超過傾向をはじめとした継続する課題に対応するとともに、ありたいまちに向かうこのまちの変化を、実感と手応え、誇りにつなげる10年とするためのビジョンとして共有し、絶えず振り返りを行いながら着実にまちづくりを進めます。

自治のまちづくりを具体化する

本市では、平成 28 年（2016 年）に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、わたしたちのまちをより良くしていくために、情報を共有し、シチズンシップを高め、力を出し合い協力し、合意に向けた努力を重ねていくことを基本理念として、本市において自治のまちづくりがたゆみなく推進されることを目的としています。

本計画の推進により、わたしたち一人ひとりが学び、考え、行動し、また、わたしたちの力がより発揮されるよう、市はその責務を果たし、協働の取組がひろがることで本市における自治のまちづくりが推進されるよう取り組みます。

SDGs と一体的に推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択され、令和 12 年（2030 年）を期限に、「誰一人取り残さない」を基本理念とした世界共通の目標です。

SDGs がめざす誰一人取り残さない社会の実現に向けて、本市が進めるまちづくりと、そのスケールは異なるもののめざす方向性は同じです。そのため、本市では「尼崎版 SDGs」を策定し、総合計画にもとづくまちづくりにより SDGs の達成をめざすことを明確にするなかで取組を進めてきました。第 6 次尼崎市総合計画は、その計画期間中に SDGs の年限を迎えることから、その理念をより意識するとともに、ポスト SDGs を見据え策定しています。



尼崎版総合戦略及び尼崎人口ビジョン

人口減少・高齢化などの課題の克服に向けた尼崎版総合戦略は、引き続き、総合計画のアクションプランと位置付け、本計画の主要取組項目と整合を図ります。また、本市人口の将来展望である尼崎人口ビジョンは超長期の将来推計であるため、社会経済情勢の変化により大きく変動が見込まれる場合など、必要に応じて見直しを行います。

2. 総合計画の構成と期間

本市では、「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」を一体としたものを、総合計画としています。

(1) まちづくり構想

まちづくりにかかわる主体と共有したい、尼崎らしいまちづくりのビジョン（展望）を示すもの

- ① ありたいまち＝めざすまちの姿
わたしたちがまちづくりを進めていく上で共有する尼崎らしいまちの姿
- ② まちづくりの進め方
「ありたいまち」をめざして、わたしたちがまちづくりを進める上で、大切にしたい基本的な姿勢
- ③ まちづくりの方向性
「ありたいまち」をめざして、わたしたちが進めるまちづくりの方向性

(2) まちづくり基本計画

「ありたいまち」の実現に向けて、「まちづくりの進め方」「まちづくりの方向性」に沿って実施する取組やその方向性を示すもの

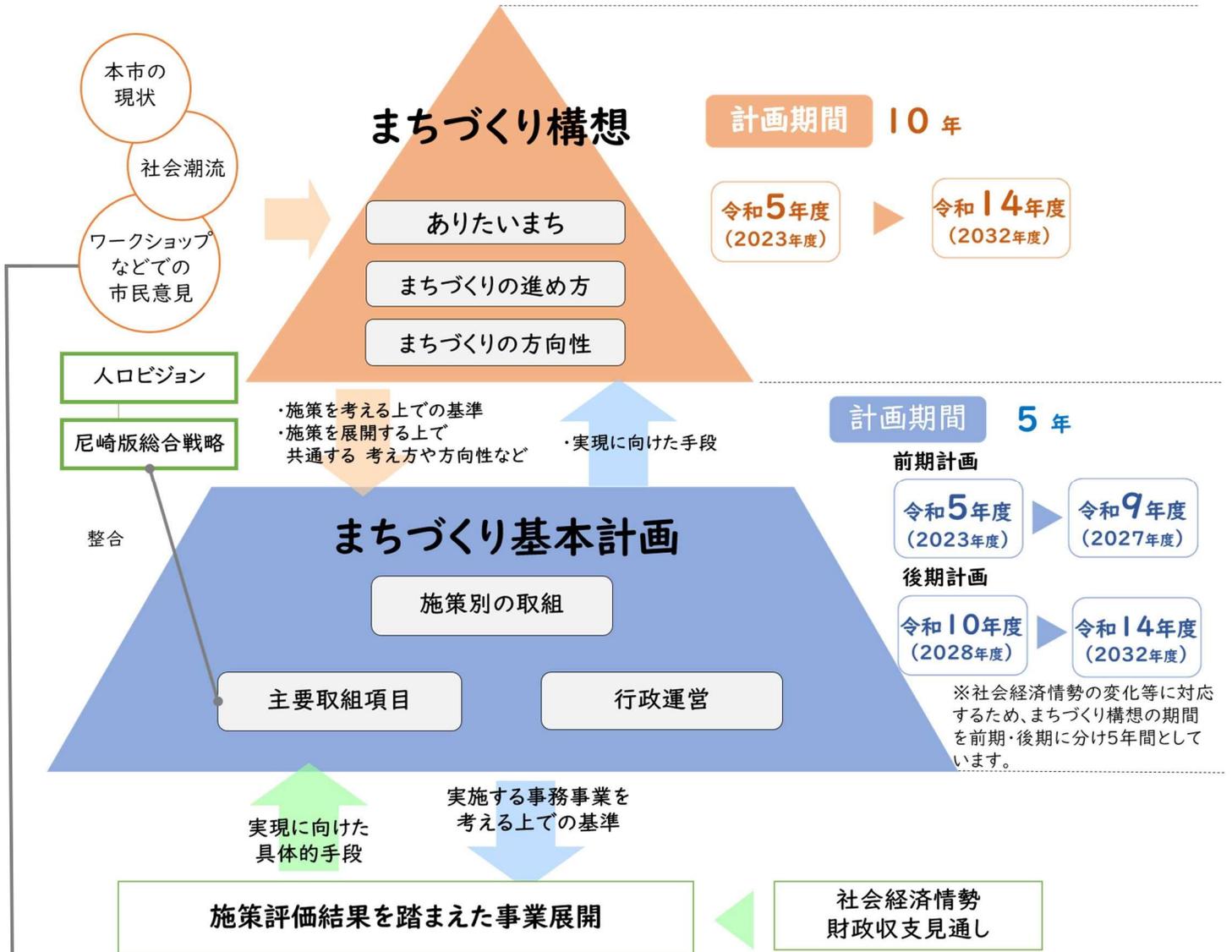
- ① 主要取組項目
計画期間中に重点的、分野横断的に取り組む項目
- ② 施策別の取組
「ありたいまち」の実現に向けて、分野ごとの取組の方向性
- ③ 行政運営
市民・事業者等の力が最大限発揮されるよう市の経営資源の強化の視点

(3) 期間

まちづくり構想は、一定期間をもって必要に応じ見直しができるよう、その期間を10年間としています。

まちづくり基本計画は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組の狙いや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を5年間としています。

【総合計画の構成】



【未来から今を考える】ワークショップの開催

わたしたちが、まちに望む「こうありたい」と思う姿（まちの将来像）を検討するに当たって、令和元年度に「未来から今を考える」ワークショップを開催しました。

未来に向けてこれからの尼崎についてみんなで考え、意見交換を行い、その意見などを踏まえて、総合計画の検討を進めてきました。



まちづくり構想

計画期間

令和 5 年度 ▶▶▶ 令和 1 4 年度
(2023) (2032)

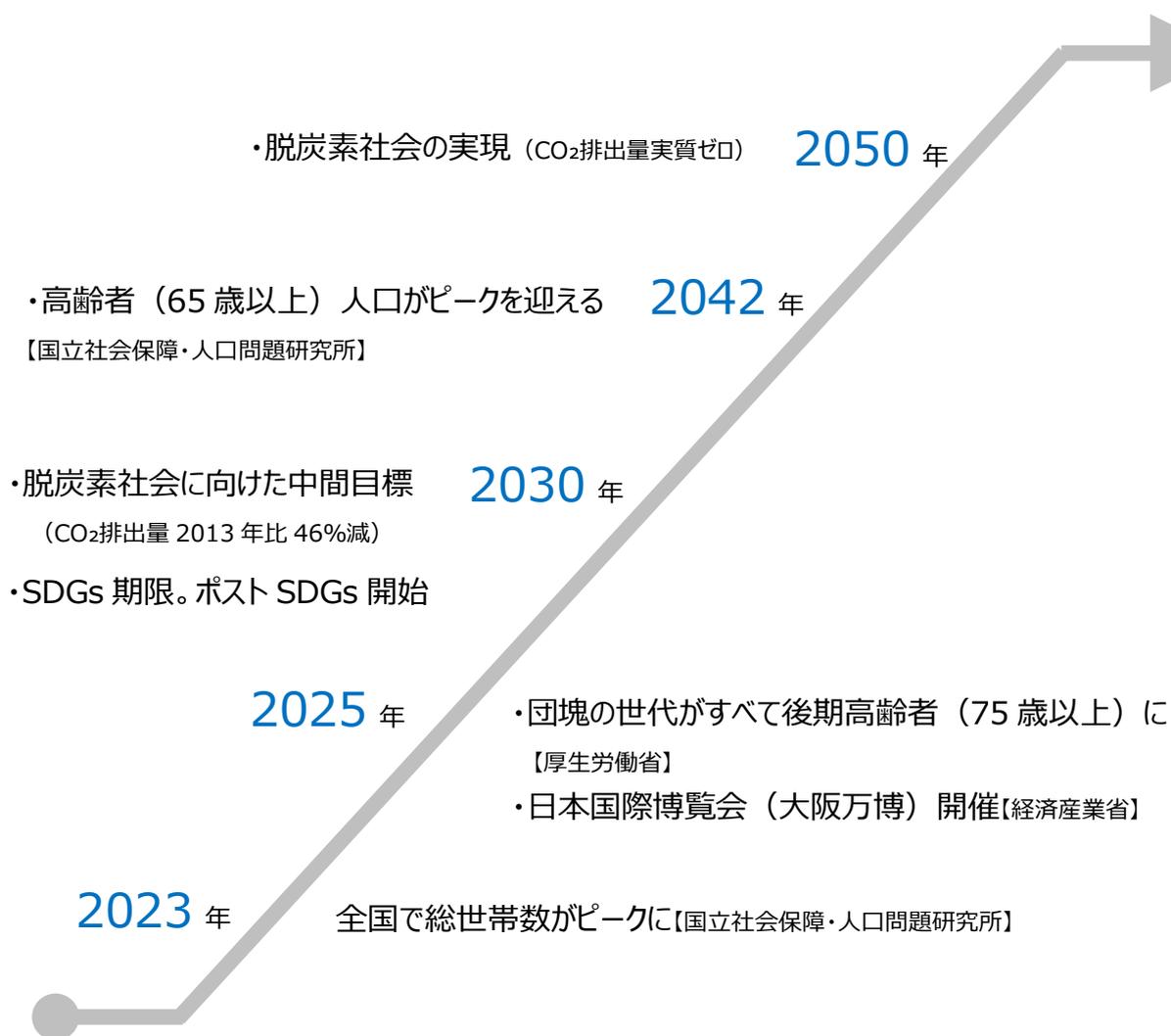
まちづくり構想は、わたしたちが力を合わせてまちづくりを進める上での、一定期間変わることはないよりどころとなる、尼崎らしいまちづくりのビジョン（展望）として定めます。

1. 社会潮流

少子化・高齢化、グローバル化、デジタル化など、社会の変化が激しい現代においては、わたしたちの生活やニーズも多様化しており、まちづくりに取り組むに当たっては、変化に柔軟に対応することが求められます。ここでは、そのまちづくりの羅針盤となる総合計画の策定にあたり、社会潮流の変化を計画の背景としてまとめています。

今後、**影響が見込まれる事象**など

- ・人口減少社会がもたらす影響
- ・技術革新。特にデジタル化を前提とした社会への対応
- ・南海トラフ巨大地震や想定を超える自然災害への対応

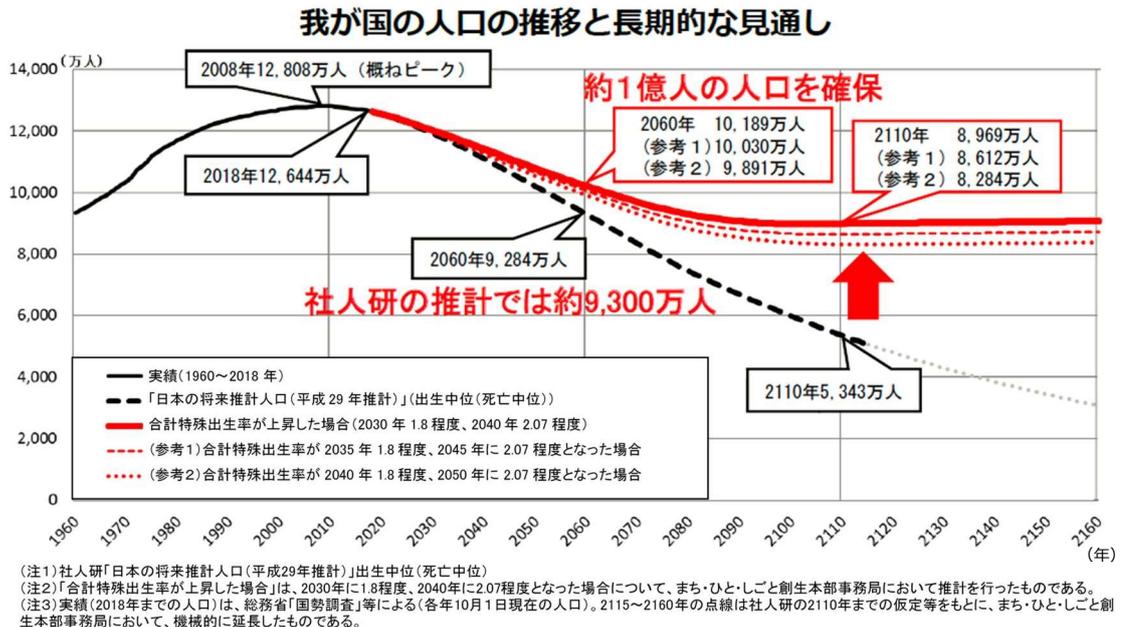


(1) 人口減少社会の進行

国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）では、我が国の人口は平成20年（2008年）をピークに減少局面に入っており、平均寿命が高い水準にあるなか、出生率の低下によって引き起こされる人口減少は、必然的に高齢化を伴うこととなり、高齢化率もさらに上昇する見通しとなっています。

今後、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上（後期高齢者）となる「2025年問題」、また、その団塊ジュニア世代が全員65歳以上となる「2040年問題」が懸念されるなか、令和24年（2042年）には高齢者人口がピークに達します。これにより社会保障費の増大が懸念されており、加えて少子化・高齢化に伴う人口減少により、いわゆる生産年齢人口（15～64歳）が減少し、医療・介護サービスの提供など、さまざまな影響が懸念されます。また、令和2年（2020年）は新型コロナウイルスの影響などから減少したものの、近年、日本における外国籍住民は増加傾向にあるなど、多文化共生社会に向けた意識の醸成や環境整備が求められています。

本市においても少子化・高齢化に伴う人口減少や、外国籍住民の増加という大きな流れは同様であり、こういった社会構造の変化に柔軟に対応しながら、“尼崎らしさ”を生かした魅力あるまちづくりに取り組んでいます。



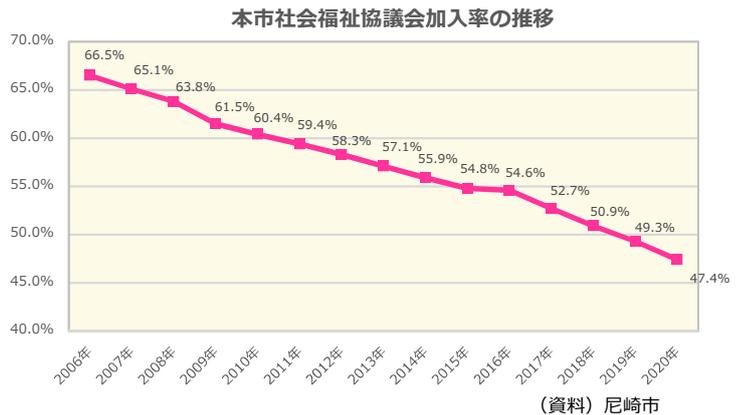
(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化

これまで地域活動の中心を担ってきた自治会などの地域団体は、役員の固定化や高齢化が進み、世帯構成やライフスタイルの変化などによる加入率の低下により、これまで果たしてきた地域でのささえあいなどの機能の維持が難しくなっています。

今後、人口減少が進み、これまで以上に家族や地域におけるつながりやささえあいが希薄化した場合、必要な地域資源につながる機会が減少し、さまざまな課題が複合化する人や、社会的に孤立する人がさらに増加することが懸念されます。そのため、行政が行う公的支援はもとより、地域でのささえあいの強化が今後、ますます重要となってきました。

また、インターネットやSNSなどを通じて、これまで以上に幅広い人と簡単につながりを持てることから、オンラインによるさまざまな形態のコミュニティが生まれており、そのコミュニティにおいては分断が促進される可能性があります。

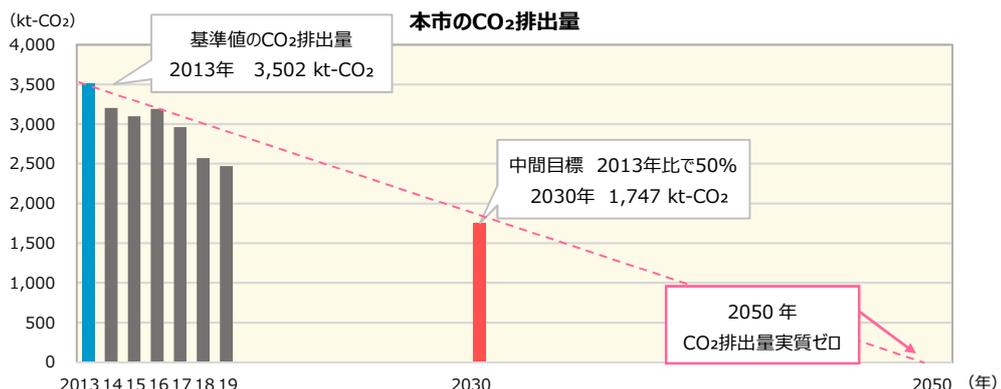
港町、城下町として、人々の交流により発展してきた歴史を持つ本市だからこそ、わたしたちは多様な人との出会いやつながりを大切にしており、本市としてはこのまちで自分と異なる考え方や感性に触れ、自己成長や新たな活動のきっかけにできるよう支援しています。



(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり

近年、地球温暖化、海洋プラスチックごみ汚染などが大きな地球環境問題として顕在化しています。社会活動や経済活動など、わたしたちの日常生活は環境問題と密接にかかわっており、将来にわたって安心して生活できるよう、環境に配慮した行動が必要になります。

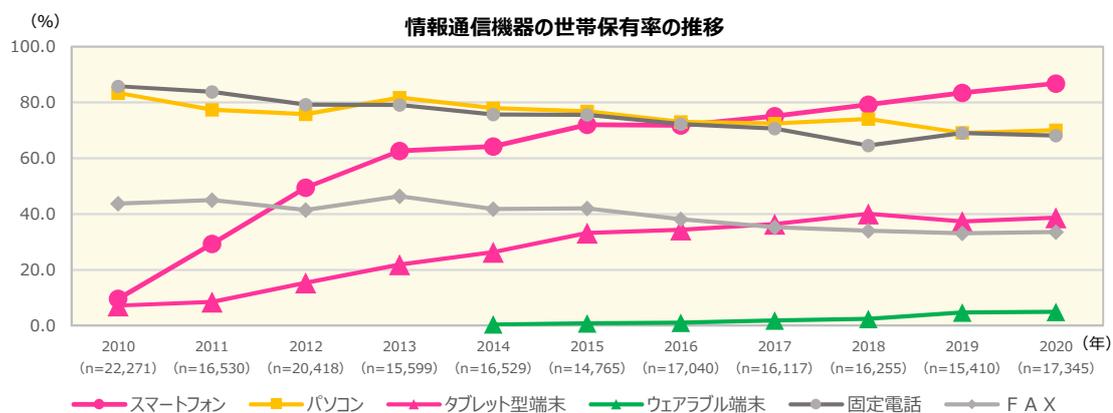
国がめざす令和32年（2050年）に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現という目標に対して、本市では地球温暖化による危機をわたしたちが正しく認識・共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。この宣言のもと、ともに力を合わせ、地球規模での環境問題に取り組んでいます。



(4) デジタル化の進展

国がめざす Society5.0 は、AI、IoT、ロボット等の先端技術の活用が進み、生活利便性の向上だけでなく、経済発展と社会的課題の解決が両立する未来社会の姿です。今後の人口減少下においては労働力不足が懸念されていますが、AIやIoTの活用がさらに進むことで、労働力不足を補うだけでなく、例えば、医療の分野では遠隔医療などにより、地域格差の是正にもつながることが期待されています。

本市では、現在、デジタル技術の活用により行政手続等における住民利便性の向上や業務の効率化を進めているところですが、情報格差の解消や情報セキュリティの確保など、デジタル化に伴う課題に対しても引き続き取り組みつつ、持続可能な行政サービスの提供に向け、先端技術の積極的な活用の検討を進めています。



(資料) 総務省「令和3年版情報通信白書」

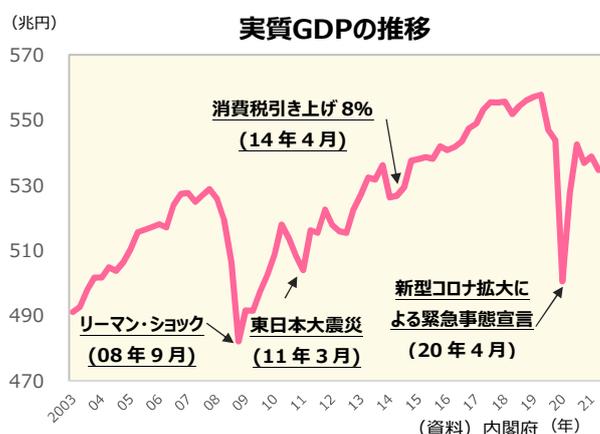
(5) 産業構造・労働環境の変化

我が国の経済は、平成20年(2008年)のリーマンショックを発端とした世界同時不況、平成23年(2011年)の東日本大震災の影響から減速していた景気は緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が制限され、労働需要も減退し、失業率や有効求人倍率が悪化しています。

一方で、感染拡大を防止するために、ICTを活用したテレワークなど、時間や場所を問わず柔軟な働き方が可能となるなど、労働環境は劇的に変化しています。

今後の人口減少社会においては労働力不足が懸念されていることから、先端技術の活用とともに、障害のある人、高齢者、外国籍住民、女性など、誰もが尊重され働きやすく、活躍できる環境整備がさらに求められます。

本市においても、事業者に対して実施する調査や関係団体等との意見交換等をもとに、時機に応じた支援を行い、市民の雇用と事業者をささえる取組を進めています。

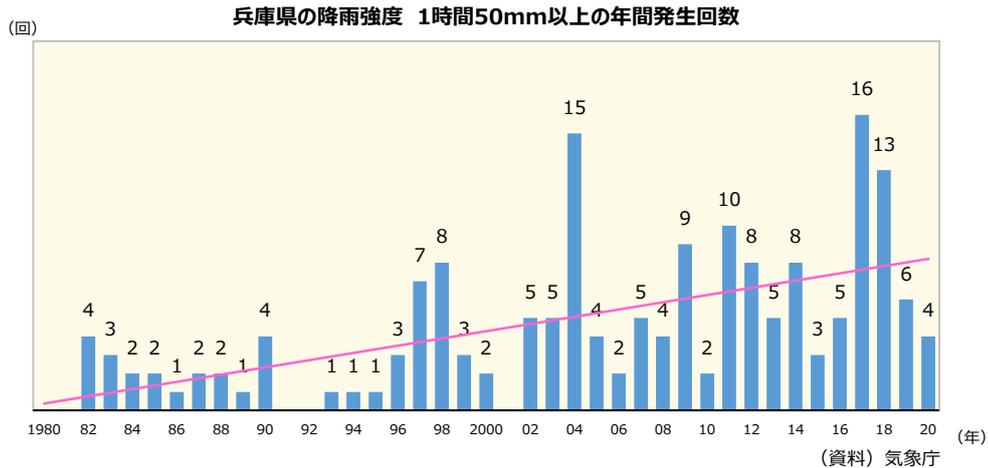


(資料) 内閣府 (年)

(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり

近年、我が国では予測を上回る規模の台風や大雨、地震などの自然災害が多数発生しています。今後30年以内の南海トラフ巨大地震の発生確率は令和3年（2021年）現在、70%～80%とされ、巨大災害の脅威が高まっている状況です。

また、市域の3分の1が海拔0メートル地帯である本市においては、大雨などによる影響を受けやすい地形であるため、気候変動による水害等の激甚化・頻発化に備え、市の防災体制を整備するとともに、わたしたち一人ひとりの常日頃からの防災意識や地域でささえあう地域防災力の向上などに取り組んでいます。



(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常

令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で感染が拡大し経済や社会活動などにも甚大な影響を与えています。人と人との接触が制限されるなか、この感染症を契機にさまざまな分野でデジタル化への対応が進むなど、これまでの人々の「日常」が変化を余儀なくされています。

本市においては感染拡大防止のため、保健所と衛生研究所を合わせ持つ強みを生かし、行政としてのセーフティネット機能を果たしつつ、ウィズコロナ・ポストコロナに向けて、コロナ禍で得た「人と人とのつながり」や「地域におけるささえあいの重要性」などの気づきや教訓を糧に、社会変化に対応したまちづくりを進めています。



コロナ禍での『ナッジ』理論の活用例。
地面に張られた足跡マークに合わせて間隔を空けて並ぶ仕組みづくり。
世界保健機関（WHO）のHPにも取り上げられました。



Web会議システムを活用したタウンミーティング。
コロナ禍における新たなつながりの手法。
市外、自宅など色々な場所から気軽につながることができます。